

市税に係る減免措置調査票

		所属名	北区役所
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 ・ 法人市民税 ・ 固定資産税 軽自動車税 ・ 事業所税	
	減免内容	一定の条件を満たしているマンション集会所	
	減免内容 (該当条例等)	条例 第 4 条 の 3 第 3 号 <u>規則</u>	
② 財政支援の必要性		(1) 政策目的 地域の実情をよく知る地域住民が主体となることを基本に、若い世代をはじめ幅広い世代の地域活動への参画推進、NPOや企業等の参画などマルチパートナーシップの更なる推進、透明性の確保を前提とした地域への柔軟な財政支援といった新しい観点から活力ある地域社会づくりを進める。(平成24年度市政運営基本方針より) (2) 支援の必要性(理由) 地域振興会は、地域の連帯感を高め、人間性豊かで潤いのあるまちづくりに努め、地域社会の福祉の増進を図ることを目的とした、地域住民による自主的ボランティア活動組織である。その活動内容は地域コミュニティ事業、安全安心まちづくり事業であり、公益的な活動である。集会所はそれら地域活動の拠点であり、地域にとっては必要不可欠なものであるが、地域振興会は収益事業を行っていないため、固定資産税を支払い、集会所を維持していくことは不可能である。	
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無		<u>有</u> ・ 無	
④ ③で「有」とした場合、その理由		上記②に同じ	

市税に係る減免措置調査票

		所属名	東淀川区役所
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 ・ 法人市民税 ・ 固定資産税 軽自動車税 ・ 事業所税	
	減免内容	一定の条件を満たしているマンション集会所	
	減免内容 (該当条例等)	条例 第 4 条 の 3 第 3 号 <u>規則</u>	
② 財政支援の必要性		(1) 政策目的 町会活動の拠点となっている施設の設置と運営を支援することにより、地域コミュニティの醸成を図るとともに、行政との連携協働と補完的役割を果たす活動を行っていただいている。 (2) 支援の必要性(理由) 具体的には、様々な町会活動や各種会議を行う場である集会施設に係る固定資産税の免除による支援が必要である。 集会施設は、地域における防犯・防災の活動をはじめ行政との連携協働と補完的役割を果たすために、様々な活動の拠点や各種会議を開くなど、地域コミュニティにおいて公益的・公共的な活動を行うために有効に活用され、不特定かつ多数の区民の利益の増大に大きく寄与している。 また、集会施設の成り立ちは、土地・建物(家屋)が地域住民(マンション含む。)のものである場合もあれば、本市のもの(地域からの寄附によるもの含む。)もある。 さらには、地域の集会施設の運営経費については、本市からの補助等の制度はなく、施設運営に伴い必ず発生する光熱水費などは、地域において負担をお願いしている現状である。 本来は行政が設置してしかるべきこのような施設の性質に鑑み、固定資産税については従来から免除しているものであり、将来にわたって地域コミュニティの醸成を図るとともに、行政との連携協働と補完的役割を果たす活動を行っていただくため、引き続き財政支援が必要である。	
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無		有 無	
④ ③で「有」とした場合、その理由		本来は行政が設置してしかるべき施設であるとも考えられ、徴税目的に合致しない課税対象と考える。また税の免除をやめる場合、外見上も同じ施設であるにも関わらず、建設時の経過の違いのみで、土地・建物の権原の違いにより、税を負担しなければならない地域の任意設置の集会所と、しなくてもよい公設置の集会所とができることになり、地域間で不公平が生じることとなる。 また、地域の集会施設の運営経費については、本市からの補助等の制度はなく、施設運営に伴い必ず発生する光熱水費などは、地域において負担をお願いしている現状である。この上さらに税の負担を求めるとすれば、本来行うべき維持管理の経費が不足し、活動が低下などするため本市の政策目標を達成できない。 税の免除という形での支援をやめる場合は、運営に係る費用を給付する仕組みが必要であり、少なくとも当該の税を支払える額以上の給付が必要である。しかしながら、給付に係る本市の事務的なコストを考えれば、税の免除によるほうが合理的であると考えられる。	

市税に係る減免措置調査票

		所属名	平野区役所
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税・法人市民税・ 固定資産税 軽自動車税・事業所税	
	減免内容 (該当条例等)	一定の条件を満たしているマンション集会所	
		条例 規則 第 4 条 の 3 第 3 号	
② 財政支援の必要性	(1) 政策目的 地域社会における福祉などの地域コミュニティの増進 (2) 支援の必要性(理由) 地域社会の福祉等の増進のためには、住民相互の連絡やコミュニティ育成といった公共性が高く収益性が低い事業が、必要とされるため。		
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無	有 ・ 無		
④ ③で「有」とした場合、その理由	当該固定資産に対し、他の利用目的に供した場合と同様の課税がされれば、上記政策目的について固定資産所有者の協力を得にくくなるため。		